

平成 27 年（2015 年）12 月 28 日

各  
〔  
障害福祉サービス事業所  
一般相談支援事業所  
特定（障害児）相談支援事業所  
障害児通所支援事業所  
移動支援事業所  
〕  
代表者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**社会保障・税番号制度開始に伴う障害福祉サービス等の支給申請手続きについて**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。  
社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）の開始に伴い、平成 28 年 1 月以降、障害福祉サービス等の支給申請に当たっては、申請書への個人番号の記載が必要になるとともに、身元確認及び番号確認に係る書類の提示が必要となります。

つきましては、下記のとおり通知しますので、利用者の申請手続き援助など、制度の円滑な運用に御協力くださいますようお願いいたします。

記

**1 支給申請書様式の改定について**

- (1) 介護給付費・訓練等給付費等支給申請書 ……………〔別紙 1〕
  - (2) 介護給付費・障害児通所給付費等支給申請書 ……………〔別紙 2〕
  - (3) 介護給付費・訓練等給付費等支給変更申請書 ……………〔別紙 3〕
  - (4) 介護給付費・障害児通所給付費等支給変更申請書 ……………〔別紙 4〕
- ※ 「個人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する。

## 2 身元確認等について

### (1) 本人が申請する場合

①及び②に掲げる書類を提示する。

①身元確認	ア 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、パスポート、その他写真付き身分証明書（社員証や学生証など）のうちいずれか
	イ <u>アが提示できない場合は、障害福祉サービス等の受給者証、保険証、年金証書、その他氏名及び生年月日又は住所が記載された書類（公共料金等の領収書、各種税証明書、住民票など）のうちいずれか2点</u>
②番号確認	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のうちいずれか

### (2) 代理人が申請する場合

次に掲げる書類全てを提示する。

ア 代理権を確認できる書類

(1) 法定代理人の場合：成年後見登記事項証明書など

(i) 任意代理人の場合：委任状

(ウ) (1)及び(i)の提示が困難な場合：上記①に掲げる書類

イ 代理人の身元確認書類：代理人に係る上記①に掲げる書類

ウ 本人の番号確認書類：上記②に掲げる書類

### (3) 郵送により申請する場合

上記①及び上記②に掲げる書類の写しを同封する。

### (4) 事業所職員等が代行により申請する場合

上記①及び上記②に掲げる書類の写しを提示する。

※ 個人番号がわからない場合や身元確認書類が提示できない場合は、申請書に個人番号を記載せず、従前と同様に申請する。

## 3 その他

各事業所における特定個人情報の管理方法のほか、事業所職員が代行により申請する場合の個人番号の取扱い等については、別添「施設等における特定個人情報の取扱いについて（平成27年12月17日付け厚生労働省事務連絡）」を参照すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課給付管理係 TEL 011-211-2938 Fax 011-218-5181 E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
---